

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）２８条５項の規定に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第１ 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第２ 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、平成３０年１２月２６日付けで行った法２８条５項の規定に基づく保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第３ 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張していると解される。

担当職員は、却下理由を、収入状況が確認できなかったという点と、居住確認ができなかったという点であると言った。

しかし、本件不該当届の受付控えにより、収入状況は証明されている。また、年金事務所に同行すると申し出たが拒否され、必要ないにもかかわらず、委任状も提出している。

したがって、本件処分は、違法・不当である。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

| 年 月 日       | 審 議 経 過      |
|-------------|--------------|
| 令和 元年 5月27日 | 諮問           |
| 令和 元年 6月20日 | 審議（第34回第1部会） |
| 令和 元年 7月25日 | 審議（第35回第1部会） |

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

- (1) 法4条1項は、保護は生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法8条1項は、保護は厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものと規定している。
- (2) 法24条1項は、保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、同項各号に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとし、同項1号に「要保護者の氏名及び住所又は居所」を、4号に「要保護者の資産及び収入の状況」を挙げている。

また、法 24 条 2 項は、同条 1 項の申請書には、添付することができない特別の事情があるときを除き、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な書類を添付しなければならないものとしている。

(3) 法 28 条 1 項は、保護の実施機関は、保護の決定等のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況等を調査するために、当該要保護者に対して、報告を求め、又は当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させることができるものとしており、同条 5 項は、保護の実施機関は、要保護者が同条 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をし、又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避するときは、保護の開始の申請を却下することができるものとしている。

(4) 地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定に基づく処理基準である「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日付社発第 246 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）の第 12・2 によれば、保護の決定実施上必要があるときは、年金事務所、公共職業安定所、事業主、保健所、指定医療機関、指定介護機関等の関係機関について、必要事項を調査することとされている。

(5) 東京都福祉保健局生活福祉部保護課が作成した「生活保護運用事例集 2017」（以下「運用事例集」という。）によれば、「新規申請があった場合は、申請書、収入申告書及び資産申告書（預貯金等について記載したもの）を徴し、可能な範囲で当該記入内容を証明するための資料の提出を求める。」とした上で、「申請時に申請書以外の書類や資料が提出されなくとも、申請は受理する必要がある。協力を得られず未提出等により調査ができないため、保護の要件が確認できない場合は、法第 2

8条第5項により申請を却下することとなる。」とされている（運用事例集問10-4の回答1）。

運用事例集による上記取扱いは、法28条1項及び5項の規定による資料の提出要求及び保護申請却下の処理について具体的に示したものであって、合理性が認められるものである。

- 2 これを本件についてみると、本件資産申告書及び本件収入申告書には、請求人の資産・収入に関する記載がなく、また、本件収入申告書の「年金・手当等による収入」欄には、「同意書により要調査」と記載されていたことが認められる。これらの事実から、処分庁は、請求人の収入状況を把握するために年金調査を行うこととし、請求人に対して、当初委任状の修正等を行うか、請求人自らが年金調査を行うように協力を求めるため、担当職員が平成30年12月4日から同月12日までの間に複数回電話連絡を行ったところ、請求人は協力を拒否した。

その後、請求人から本件委任状の提出があったが、平成30年12月20日に、福祉事務所の年金調査員が、本件委任状をもって、〇〇年金事務所において年金調査を行おうとしたところ、本件委任状の信頼性に疑問があるという理由により同事務所からの回答が得られなかった。

請求人は一連の経過において、資産及び収入の状況に係る調査に非協力的であり、更に、年金事務所からの回答が得られず、委任状の再提出等の対応が必要になった同月21日以降、4回にわたる処分庁からの架電にも応答しなかった。

以上のことから、同月26日に、処分庁は、請求人が、資産及び収入の状況の報告を拒んでいるとして、法28条1項及び5項の規定に基づき本件申請を却下した（本件処分）ことが認められる。

なお、請求人は年金事務所への同行を申し出たが拒否されたと

主張するが、生活保護事務の範囲として、本件のような場合において、担当者が同行を求められた際にこれに応じる義務があるとは認められず、請求人の主張は採ることができない。

また、本件委任状には請求人の住所の記載があるため、少なくともこの時点以降については、請求人の居住地が確認できないとした処分庁の判断は失当である。

しかしながら、以上からすると、処分庁が、請求人について、保護の開始時に必要な調査が行えず、保護の要否判定及び程度の決定ができないと判断したことについて不合理な点はなく、本件処分は、上記1の法令等の定めに従ってなされたものといえ、違法又は不当な点を認めることはできない。

- 3 請求人は、第3のとおり、請求人の資産・収入状況は、本件不該当届の受付控えにより証明されていると主張する。これは、本件不該当届を年金事務所に提出したことにより、障害年金の給付が廃止され、請求人に年金収入が無くなったという主張とも解される。しかし、請求人が提出した本件不該当届は、基礎年金番号等の必要な記載がされておらず、実施機関等の受付印もないことから、これをもって請求人の年金収入がないと判断できるものとは認められない。なお、請求人は、本件審査請求書に添付して「障害給付受給権者 不該当届」の受付控えの写しを提出している。当該受付控えは、確かに〇〇年金事務所が請求人に係る「障害給付受給権者 障害不該当届」を受け付けたことを示すものではあるが、請求人に係る障害年金が支給されなくなる時期等を明らかにするものとは認められないから、これによって、請求人の資産・収入状況が明確となったとまではいえない。

また、請求人は、請求人の居住実態は、本件審査請求書に添付した資料（請求人名義のインターネットカフェ会員カード写し）により居所が確認できると主張する。しかし、本件申請を却下し

た主たる理由は、資産・収入状況が確認できないことによるものであり、居住確認ができないことによるものではないから、当該主張自体が失当である。

したがって、請求人の主張には理由がない。

#### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹